

第5 中小企業庁の被災中小企業対策への取組状況について

経済産業省中小企業庁経営支援課長 丸 山 進

1 日本弁護士連合会と中小企業庁

2007年2月 共同コミュニケ「中小企業の法的課題解決支援のための中小企業庁と日本弁護士連合会の連携について」を発表

2008年～ 「中小企業のための無料法律相談会・無料法律セミナー」を中小企業庁が後援

2009年3月 日本弁護士連合会が製作した中小企業向け弁護士業務紹介等DVD「中小企業経営者のみなさんへ 弁護士はあなたのサポーターです」を中小企業庁が協賛

2010年3月 共同コミュニケ「中小企業の法的課題解決支援のための経済産業省中小企業庁と日本弁護士連合会の連携強化について」を発表

2011年6月 日本弁護士連合会会長と中小企業庁長官のトップ会談，共同コミュニケ「中小企業の法的課題解決支援に向けた経済産業省中小企業庁と日本弁護士連合会の連携の拡充について～震災復興に向けて」を発表

2 中小企業庁と日本弁護士連合会との連携の拡充について

- (1) ひまわりほっとダイヤル(0570-001-240)による弁護士の電話予約による相談サービスの一層の充実
- (2) 日本弁護士連合会，各地の弁護士会と中小企業関連団体との連携強化
- (3) 事業再生研究会の開催など，事業再生，事業承継，下請取引等の分野における中小企業支援施策への弁護士の一層の参画

3 東日本大震災により被災された中小企業に対する主な支援策

(1) 資金繰り支援

直接又は間接に震災の影響を受けた中小企業者等を対象として，保証限度額を過去最大規模に拡充した「東日本大震災復興緊急貸付」や，従来以上に長期かつ低利の「東日本大震災復興特別保証」等を実施。

- ① 東日本大震災復興特別貸付
- ② 東日本大震災復興緊急保証 等

(2) 施設復旧支援

① 仮設店舗，仮設工場等の整備

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の中小企業等が早期に事業を再開できるよう，仮設店舗，仮設工場等を整備する事業を実施。

② 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業

被災地の中小企業等が一体となって進める復興事業計画（県の認定によるもの）等に基づき，その計画に不可欠な施設等の復旧・整備に対して，国と都道府県が連携し補助を実施。

③ 商店街災害復旧・アーケード撤去等事業

被害を受けた商店街について、被災したアーケード等の撤去や破損規模が大きい施設の修繕等に相当程度期間を要する事業にかかる経費に対して定額補助を実施。

(3) ソフト支援

① 経営相談支援（復旧・復興のための支援専門家派遣）。

② 風評被害への対応（中小企業海外展開等支援事業）。

(4) 原発被災中小企業に対する支援

① 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」の開始。

② 原子力発電所事故に伴う福島県における雇用機会の拡大及び経営支援等への取り組み。

③ 原子力災害被災中小企業に対する仮払い補償の実施について。

④ 風評被害への対応。

(5) 二重債務問題への対応方針

① 中小企業の二重債務問題に対応するため、中小企業再生支援協議会の体制を抜本的に拡充し、ワンストップ相談窓口として「産業復興相談センター」を新設。小規模な事業者も含め幅広い事業者の相談に対応。相談体制の拡充のため外部専門家を登用。

② 旧債務の負担によって新規融資を受ける事が困難となっている事業者については、旧債務の買取と凍結によって地域金融機関からの新規融資を可能にし、事業の迅速な再建を促進するため、被災地に「産業復興機構」を設立。「産業復興相談センター」と「機構」は連携し、相談から債権買取まで一貫した再生支援を実施。

(6) 弁護士・弁護士会に期待するもの

事業再生や事業承継など法的な課題を中心に、震災により厳しい経営環境にある中小企業の方々への支援のため、弁護士・弁護士会の皆様とさらに連携・協力の幅を広げていければと考えております。

第6 各支援団体からの支援メニュー①～日本政策金融公庫～

日本政策金融公庫国民生活事業本部融資部長 大和田 桂 則

1 日本政策金融公庫の概要と主な業務

2008年10月1日、4つの政府系金融機関が統合し、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）が発足し、それぞれの業務の垣根を越えて連携した取組みを実施し、幅広いサービスを提供。

2 経済危機への対応～融資実績の推移～

リーマンショック以降の世界的な経済危機という状況の下、政府の緊急経済対策に基づき、セーフティネット機能を機動的に発揮。

3 東日本大震災対応の融資制度と支援態勢

日本公庫は震災対応の融資制度等を大幅に拡充し、被災された中小企業のみなさまを支援。

4 セーフティネット貸付の制度概要

景気後退により経営環境が悪化するなか、資金繰りでお困りの中小企業のみなさまを積極的に支援。

5 日本弁護士連合会との覚書の締結

2011年4月27日付で、日本弁護士連合会と日本公庫は中小企業支援等の支援に関する覚書を締結し、様々な中小企業等支援に相互に協力。

- (1) 各地で企画される中小企業向けセミナーと相談会の実施。
- (2) 各地における相互の情報交換会の実施。
- (3) 各地における中小企業向け相談窓口の拡大。

6 今後の弁護士・弁護士会との連携

日本公庫では、弁護士・弁護士会と連携し、お客様のニーズに沿った情報提供サービスを積極的に実施していく。

- (1) 顧客に対して法的な助言が必要となった際の迅速な対応スキームの構築。
- (2) 各地における情報交換会の実施による相互の専門的分野の理解。

第7 各支援団体からの支援メニュー②～中小企業基盤整備機構～

中小企業基盤整備機構企画部部長 河上 高 廣

1 創業・新事業展開支援

- (1) 新たなビジネスをアイデア段階から事業化まで支援
新連携（異分野連携）、地域資源活用・農商工連携の事業化等の計画のブラッシュアップ等
- (2) ファンド出資
起業支援、中小企業の成長を支援するファンドへの出資
- (3) インキュベーション施設における事業化支援
大学発ベンチャーへのインキュベーションマネージャーによる事業化支援等

2 中小企業の成長・発展支援

- (1) 経営課題に対する専門家の継続的助言
専門家の長期継続派遣、相談窓口
- (2) ビジネスマッチング機会の提供
販路拡大・事業提携等のための展示会の開催等
- (3) 中小企業の経営実態に即した研修
中小企業の経営者・管理者に対する戦略策定等の研修（中小企業大学校）
- (4) 地域経済の活性化に向けた地域の努力を支援
高度化融資（共同化等の支援）、中心市街地の活性化等に対する助言等

3 海外展開支援

- (1) 販路拡大のための海外展示会出展等に対する支援
- (2) 海外展開のためのアドバイス、情報提供

4 セーフティネット

- (1) 小規模企業共済制度の運営（いわば小規模企業者の退職金制度）
- (2) 中小企業倒産防止共済制度（連鎖倒産防止のための貸付制度）
- (3) 中小企業再生ファンド

5 東日本大震災の被災地域・中小企業への復興支援

- (1) 仮設店舗・工場等の整備及び市町村への譲渡
- (2) 震災復興のための相談・アドバイス（復興支援アドバイザーの派遣）
- (3) 二重ローン問題に対する対応（利子補給等）
- (4) 省エネ・新エネ・自家発電等設備導入促進
- (5) 既存支援ツールの条件変更・緩和等による対応

6 日弁連との連携

- (1) 2011年6月15日「東日本大震災によって被害を受けた中小企業の支援に関する協定書」締結
- (2) 弁護士への相談事例など
中小企業の経営に係る相談や、市町村からも復旧事業に係る相談など

7 弁護士・弁護士会に期待するもの

中小企業は、些細な契約等でも相談する相手がいなくて計画が進まなかったり、不利になることもあります。弁護士の先生方の温かい支援をお願いいたします。

第8 各支援団体からの支援メニュー③～日本公認会計士協会～中小企業支援に関する取組み

日本公認会計士協会常務理事 市村 清

1 日本公認会計士協会における最近の中小企業支援に関する主な取組みとしては、以下のようなものがある。

(1) 通常取組み

① 中小企業の会計の質の向上を図る取組み

中小企業庁等の諸団体と協力しながら、中小企業の会計の質の向上に向けた取組みを進めている。

中小企業庁は、2002年6月に「中小企業の会計に関する研究会報告書」を発表。日本税理士会連合会や日本公認会計士協会は、それぞれ指針を作成し、その普及を図ってきた。その後、この3つの指針を統合するものとして、日本公認会計士協会を含む4団体¹が主体となって「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」を設置し、2005年8月に「中小企業の会計に関する指針」を取りまとめ公表した。その後も本指針を毎年改正しており、2011年7月20日には、「中小企業の会計に関する指針（平成23年版）」を公表した。

② 公認会計士による中小企業等支援促進に向けた取組み

1) 中小企業における経営の承継が円滑に行われるように、法律の整備等が行われ、中小企業経営者の間にも事業承継問題の重要性の認識が浸透して来た中で、中小企業の事業承継の支援業務に携わる公認会計士の一助とするため、「事業承継支援マニュアル」²を公表。現在、本研究報告の改正作業中。

- ・ 各企業が有する優れた商品開発能力、技術力、ビジネスモデルやのれん等の付加価値を創出する源泉＝「事業価値の源泉」に着目し、その分析と承継を軸として、事業承継の進め方を提示。
- ・ 事業承継全般に共通する「事業価値源泉の把握と分析」、「事業承継環境の整備」、「後継者の選定」の問題について解説。「親族内承継」、「親族外の役員・従業員への承継」、「第三者への売却という選択」という事業承継の方法に応じた対応を明示。

2) 「中小企業等の事業再生実務と公認会計士の役割」³を公表。現在、本研究報告の改正作業中。

- ・ 事業再生・倒産手続に関連する制度の概要及び中小企業に固有の問題点を整理することを目指し、事業再生・倒産手続のメニュー、実務的技法、及び債務者・債権者それぞれの会計・税務その他制度を中心に解説。
- ・ これまで大企業向けとされてきた手法も相当小規模な事案にも適用される事例が出ていることから、このような手法にも言及。

¹日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会

²経営研究調査会研究報告第36号（平成21年2月17日）

³経営研究調査会研究報告第37号（平成21年8月5日）

- 3) 当協会地域会でも個別の取組みを進めている。
 - ・ 東京会では、「事業再生における公認会計士の役割について」⁴、「起業家・ベンチャー企業支援の実務」⁵を公表。
 - ・ 近畿会は、大阪弁護士会と協調して企業防衛、事業承継について調査研究を実施。
- ③ 中小企業再生支援協議会への協力に関する取組み
中小企業再生支援協議会による業務支援のため会員の派遣、推薦、さらには勉強会を実施。
- ④ その他の取組み
 - 1) 東京会等は、商工会議所等による相談事業への協力、各種委員会への会員派遣を行っている。
 - 2) 近畿会は、「非財務情報（知的資産経営）の評価チェックリスト」の普及活動を実施する他、バイオベンチャー企業の起業支援も行っている。
- (2) 東日本大震災による取組み
 - ① 被災地の中小企業や事業者の円滑な再生を支援するため、以下の対応を進めている。
 - 1) 東日本大震災による被災中小企業に対する支援策を検討するため、日本弁護士連合会と連携し、継続的協議を実施。
 - 2) 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」、及び「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」Q&Aの作成に協力。
 - 3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携する等、公認会計士の専門性を生かしつつ、被災中小企業等の支援を行うための活動を実施。
 - 4) 震災直後より被災地視察し、被災地の商工会議所、関係行政団体、当協会会員へのヒアリングを実施するとともに、日本商工会議所や全国商工会連合会、その他関係団体との協議を行い、現地の状況ニーズの把握に努めている。
 - ② このほかに、各地域会が現地の士業連絡会間の連携、商工会議所との連携のもと、会員による被災事業者への経営相談実施をサポートしている。

2 今後の日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携

以上のとおり、日本公認会計士協会としては、現在、中小企業支援のために多様な活動を行っているところであるが、今後も、より一層、これを前進させていく所存である。特に、事業承継や事業再生等、法的な問題の処理が不可欠な課題については、日本弁護士連合会との共同研究を通じて政策やスキームの提言、あるいは研修を行うとともに、各地の弁護士会と協力して、実践的な活動を行っていく予定である。

⁴東京会経営委員会研究報告書（平成22年6月17日）

⁵公認会計士業務資料集別冊26号（平成23年3月28日）

第9 隣接士業との連携についての取組み（愛知県弁護士会）

1 はじめに

(1) 2004年度までの取組み

愛知県弁護士会では、従前、隣接士業との連携としては、日本知的財産仲裁センター、あいち境界問題相談センター等のような特定機関に関係するもの以外では、次のものがなされている程度であった。

① 名古屋自由業団体連絡協議会

名古屋自由業団体連絡協議会は、9士業10団体（弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、社会保険労務士、税理士の9士業。なお、愛知県内の税理士会は、名古屋税理士会、東海税理士会でエリアが分かれているため、10団体）で組織されており、1982年3月に設立されている。

主な活動としては、

ア フレッシュマンフォーラム

入会3年目までを主な対象として、他士業との交流を図ることを目的とした会合

イ よろず相談会

全団体が一同に会して実施する相談会で、必要に応じて、複数の士業の相談が受けられるものが年1回行われており、2008年度からは、大学（主に1、2年生を対象）において、士業説明会を、年数箇所の大学で実施している。

② 名古屋税理士会との意見交換会

各会の広報活動を中心に、広報委員会が中心となって、年1回意見交換会が開催されていた。なお、2002年度頃からは、業務面についても協議することになり、業務対策委員会（現在の弁護士業務改革委員会）も加わり、同委員会が中心になってきていた。

(2) 隣接士業に関する特別委員会の設置

愛知県弁護士会では、2005年度に、隣接士業に関する特別委員会が設置され、同年度に4団体と意見交換会を行い、2006年度からは、8団体（弁理士会以外の7士業8団体）との間で、原則毎年1回ずつ、意見交換会を行うようになった。

2 具体的な連携

隣接士業に関する特別委員会が、他士業との意見交換会を行っていくなかで、両会の協力関係の1つとして、研究会・勉強会等を行う方向が作られていった。

(1) 日本公認会計士協会との連携

① 日本公認会計士協会研究大会での共同発表

日本公認会計士協会においては、毎年研究大会を開催しており、2008年度は、7月に名古屋で開催されたが、その分科会の1つにおいて、日本公認会計士協会東海会と愛知県弁護士会が共同して「新信託法を活用した事業承継対策について」を発表した。

当時、愛知県弁護士会では、事業承継に関するPT（弁護士業務総合推進センタ

一内の事業承継・事業再生P T) が設置されていた関係で、隣接士業に関する特別委員会が窓口となりつつ、研究メンバーには、同P Tのメンバーにも参加してもらい、議論を重ねた。

② 社外監査役研究会

社外監査役に就任している弁護士、公認会計士のほか、日本監査役協会のメンバーも参加して、弁護士と公認会計士が毎回交互にテーマを決めて発表したうえで、社外監査役としての、実務上の疑問点、注意点等について、議論を重ねてきている。

なお、本研究会においては、両会の会員（及び日本監査役協会の会員）を集めたシンポジウム、各会での研修会等も計画されたが、まだ、研究を重ねる必要がある等の理由で、実現に至っていない。

③ その他研究会

上記①が終了後、改めて、事業承継・再生を中心とした勉強会も継続していたが、現在は、メンバーも新たに、株式公開において、公認会計士と弁護士が協力できる分野を研究する勉強会を開催している。

なお、同勉強会の方向性は必ずしもまだ確定的なものとはいえないが、同研究会ないし社外監査役研究会での成果を、2012年度末に開催される日本公認会計士協会の中日本五会（東海地方、近畿地方、北陸地方にある5会の集り）での研究大会での発表も目指している。

(2) 税理士会

① 事業承継に関する勉強会

2009年6月頃から、愛知県弁護士会では、名古屋税理士会、東海税理士会との間で、勉強会を開始することになり、当初は、事業承継について、各会の担当者が毎回、発表を行っていたが、研究成果物を残すとのことで、各会の会員への配布を予定した冊子「弁護士と税理士が考える事業承継」を作成することになった。

内容は、事業承継ガイドライン、事例研究（種類株式、信託、事業再生を活用した3事例）、事業承継のPR方法（マーケティング）の3章に分かれており、弁護士9名、税理士9名により、2011年3月に発行された。

② 今後について

上記冊子を利用した研修を各会で開催し、講師派遣をすることになっている。

なお、今後、3会では、新たなテーマで、研究会を行うことになっている。

(3) 不動産鑑定士協会

愛知県不動産鑑定士協会との間でも、2010年2月から、研究会を行っており、賃料をテーマに、毎回弁護士、不動産鑑定士が1名ずつ発表する形をとった。毎回詳細なレジュメのもと、2011年9月現在、7回（14テーマ）、発表がなされ、概ね、賃料に関する発表が終わった段階である。

そして、現時点では、従前、報告がなされたものを、どのような形で発表するか、今後の研究テーマをどうするかを検討している段階である。

(4) その他

上記研究会、勉強会以外でも、各会で実施する研修会に、お互いに研修講師を派遣することを行っている。

なお、①不動産鑑定士協会が実施する相談会において、法律問題の対応ができるよう、弁護士も加わる、②行政書士会が実施する研修会に弁護士が参加できるよう案内する等の試みもなされたことがある。

3 中小企業基盤整備機構中部支部での連携

- (1) 中小企業基盤整備機構中部支部では、2009年度に「事業承継支援ネットワーク推進会議（中部）」が設置され、①弁護士会（愛知県弁護士会、岐阜県弁護士会、三重弁護士会）、②日本公認会計士協会東海会、③税理士会（東海税理士会、名古屋税理士会）、④中小企業診断協会愛知県支部の4士業から各4名ずつ合計16名が参加する事例研究が行われた。

これは、全国的にみても、中部支部独自の企画とのことで、各士業が実際に扱った事例をベースに研究・発表しているものであって、2009年度、2010年度は、各3回ずつ実施され、2011年度も3回を予定している（なお、上記推進本部は2009年度のみでの設置である。）。

そして、この事例研究を通じて、①異士業のスキルを学ぶことにより、各参加者のレベルアップを図ることにとどまらず、②研究の成果を各士業団体等に還元することにより、士業全体のレベルアップを図ること、③将来的には、事例集作成、事例発表会の開催等により、中小企業経営者等への支援につながる活動を行うこと等を目的としている。

- (2) このように愛知県弁護士会が主体となつてのものではないが、中小企業基盤整備機構中部支部のなかでも、各士業が協力することにより、士業間の交流、協力体制の確立が図られている。

4 今後について

- (1) 隣接士業との間では、業際問題がある一方、お互いの本来的業務を尊重し、理解することによって、協力し合える場面を認識し合い、協力関係を築くことができるようになる。そして、各々の専門的知識を集結することにより、市民や企業に対し、よりよいサービスを提供することができることになるものといえる。
- (2) そして、士業が協力して、充実したサービスを提供することにより、法廷外業務において、コンサルタント会社等が、不十分、不適正とも思われる形で問題解決をしている分野での、弁護士の活躍が期待できるものといえる。

そのため、前記「事業承継支援ネットワーク推進会議（中部）」のように、別の組織のなかでも、必要に応じていつでも士業間で協力体制がとれるような関係を構築するとともに、現在行われている他士業との間でなされている勉強会、研究会においても、その成果については、会員内に向けての研修、冊子作成にとどまらず、外部に向けて発信する必要もあると考える。

つまり、勉強会、研究会を通じて、各参加者、各団体の会員のスキルアップとともに、中小企業その他に向けて、弁護士が他士業との協力体制を通じて、より専門的なサービスを提供できることを情報発信していくことが必要と考えている。

第10 日本政策金融公庫とのネットワークについて（福岡県弁護士会）

1 はじめに

福岡県弁護士会と日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）福岡支店は、福岡県内の中小企業を法的・経済的に支援していくために連携すべく、2010年11月11日、連携覚書を締結した。中小企業支援を目的とする政府系金融機関と地方弁護士会との連携は、それまでに例がなく、全国初の試みとなった。

2 連携の端緒

福岡県弁護士会では、日弁連の活動と連動しつつ、2006年頃から、積極的に、中小企業支援機関・団体との連携強化に向けた活動を開始した。

当初は、「弁護士業務委員会」内にチームを設けて取り組んでいた。その後、中小企業支援に関連する活動（中小企業支援機関・団体との連携）が広がったことから、2010年4月、福岡県弁護士会内に「中小企業法律支援センター」を設置し、中小企業支援活動に特化した取り組みを行う態勢を整えた。

2010年度の活動の最重点課題を中小企業支援と位置づけ、2010年5月25日に開催した定期総会では、「中小企業への積極的な法的支援を行う宣言」を採択した。

2010年度県弁護士会執行部（会長、副会長）の就任あいさつ廻り（県内の自治体や各機関・団体を訪問）の際も、弁護士会が中小企業支援に関わることの意義を訴え、連携と協力を求めた。そのあいさつ廻りでの日本公庫福岡支店との懇談の中で、中小企業支援という目的で一致協力して何らかの取り組みができないだろうかという提案があり、連携覚書締結へと発展した。

3 連携の意義

従前、弁護士は、主にトラブルを抱える中小企業に対して解決の糸口を見つけるためのアドバイスをする立場あるいは法的手段によってトラブルを解決に導く立場として個々の中小企業を支援する存在と理解されてきた。他方、日本公庫は中小企業の求めに応じて金融の側面から中小企業を支援する役割を担ってきた。

しかし、長らく不況が続き、先行きが不透明な中で不安を抱える中小企業経営者にとって、これまでのように個々の機関・団体が個別に活動するだけでは支援として不十分であり、複数の機関・団体が連携する必要があるという共通認識のもと、連携手法を協議した。そして、未然に中小企業のトラブルを防止し、あるいは、早期に対処することによって倒産せずに再生できる中小企業を救済するため、法的支援を専門とする弁護士ないし弁護士会と経済的支援を専門とする日本公庫とが連携することに有益性・合目的性があるという連携の意義を確認した。

4 主な連携手法

(1) 中小企業向けのセミナーの開催

中小企業の経営者にとって、日常的な経営課題を克服していくために最低限の法的知識・情報は不可欠である。

そこで、①中小企業の創業支援の分野、②日常の経営面、③事業承継の分野の側面から、「どうすればお金に困らない経営をしていくことができるのか」、「どうすればトラブルの少ない安定した経営をしていくことができるのか」という点について、法的視点と経済的視点を織り交ぜた中小企業向けのセミナーを開催することを計画している。

(2) 弁護士に対する研修の実施

弁護士が中小企業支援のエキスパートとして信頼できる存在となるためには、中小企業の現状を認識し、融資の必要性の有無を判断し、具体的な方策を提案できる知識・情報を身につける必要がある。そこで、弁護士が、中小企業の経営・財政面について理解を深め、公的制度融資の概要やその活用方法をより深く知るため、日本公庫と連携して実践的な研修会を実施していく。

(3) 企業向け相談窓口の拡大

福岡県弁護士会では、日弁連及び各地の弁護士会と連携し、「ひまわりほっとダイヤル」事業を展開しているが、今後は、日本公庫と連携し、中小企業のより確かな支援を目指して、個別の相談会や相談窓口の設置を計画している。

5 具体的な活動内容

- (1) 2010年、福岡県弁護士会会員を対象に、「金融機関は中小企業の決算書をこう見ます」と題し、日本公庫福岡支店の融資課長を講師に招き、中小企業の決算書の見方について実践的な研修会を開催した（その後、福岡県弁護士会内の北九州、筑後、飯塚の各部会でも、各地区の日本公庫担当者を講師に、同様の研修会を開催した。）。

研修会では、弁護士が日頃法的専門家として中小企業にアドバイスをする際目にははずの決算書等について、融資をする立場からシビアにチェックする際のポイントが、具体例をもとに解説され、会員にはたいへん好評であった。

今後も毎年継続して実施していく。

- (2) 2011年2月17日、中小企業経営者を対象とした「中小企業経営支援セミナー&法律相談会」を開催した。

第一部のセミナーでは、「トラブル回避の会社運営～経営者が知っておかなければならない3つのルール～」と題し、会社を運営するための3つのルール（「お金のルール」、「会社のルール」そして「従業員のルール」）について、福岡県弁護士会中小企業法律支援センターの委員が具体的な事例を交えて説明を行った。

第二部の異業種交流会（福耳会）には、企業経営者約40名が参加し、積極的な名刺交換が行われた。希望者には、別会場で、弁護士による個別法律相談を行った。

毎年同様の企画を共催したいと考えており、普段企業経営者との接点が少ない若手弁護士にとって中小企業の現場を知る重要な機会として位置づけていきたい。

- (3) 福岡県弁護士会では、福岡商工会議所とも連携覚書を締結しており、2011年9月26日、日本公庫と3団体の共催で震災対応をテーマとする講演会と相談会を開催した。
- (4) 「連携」が形式的なものにならないよう、福岡県弁護士会中小企業法律支援センターで日本公庫との連携担当委員を選任し、日本公庫担当者と密に連絡を取り合うよう配慮している。

6 全国規模の連携に向けて

- (1) 福岡県弁護士会と日本公庫福岡支店の連携を機に、2011年4月27日、日弁連と日本公庫本店との間で「中小企業等支援に関する覚書」（以下「連携覚書」という。）が締結された。

この連携覚書は、日弁連と日本公庫本店が全国的な連携の基本的枠組みについて合意し、その基本的枠組みをベースとして、各地の弁護士会と日本公庫の支店が、各地の実情を踏まえながら協議のうえ、各地域における具体的連携を進めていくものである。

日弁連と日本公庫本店とは定期的に協議、情報交換を行い、各弁護士会と日本公庫の支店との間で想定される、各地における、①中小企業向けのセミナーと相談会の実施、②相互の情報交換会の実施、③中小企業向け相談窓口の拡大といった各連携策が適切、効果的に実施されるよう、バックアップしていく。

- (2) かかる連携覚書に基づいた日弁連と日本公庫本店との具体的な連携も既に始まっている。

日弁連は、日本公庫本店の要請を受けて、日本公庫のセーフティーネット貸付の周知活動を行ったほか、海外展開を行う中小企業のための法的支援策の検討を開始した。

また、日本公庫本店も、日弁連の要請を受けて、日弁連のひまわりほっとダイヤルの周知活動を行ったほか、2011年9月16日に開催された日弁連の中小企業に関する全国一斉無料法律相談会及びシンポジウムを後援した。

今後、各地域において、日本公庫との連携が全国規模で展開されることが期待される。

- (3) 日弁連及び各地の弁護士会の中小企業支援活動は徐々に活発化し拡大しているが、やはり、弁護士が、中小企業にとって日頃から気軽に経営面での相談をする相手として受け入れられるにはまだまだ地道な努力と工夫が必要である。この点、日本公庫との連携を進めていくことは、中小企業にとって弁護士をより身近に感じてもらえるため大きな意義があると考えられる。

第11 パネリスト・コーディネーターの紹介

<パネリスト>

▼ 小田部 耕一（横浜市役所）

1982年3月法政大学経営学部卒業。同年4月横浜市役所入庁。1992年4月経済局中小企業指導センター配属。以降、一貫して中小企業の経営支援に従事。1994年4月中小企業診断士登録。2004年4月財団法人横浜産業振興公社（現・横浜企業経営支援財団）派遣。創業、経営革新、IPO等の支援に従事。2009年4月横浜市に復職し、経済局金融課相談認定係長。主に経営に困難を生じている企業の支援を担当。2005年～2008年関東学院大学経済学部非常勤講師、共著として、起業に失敗しないための起業家読本（同友館）

▼ 坂倉 徹（株式会社サカクラ 代表取締役社長）

1968年4月坂倉塗装株式会社入社。1988年4月株式会社サカクラ代表取締役社長。1998年横浜商工会議所常議員。2005年5月神奈川県塗装会館代表取締役。2007年1月横浜商工会議所政策委員会中小企業小委員会委員長。2008年5月神奈川県塗装工業協同組合理事長。2008年12月一般社団法人マンション計画修繕施工協会会長。2008年11月国家褒章黄綬褒章受章。2010年6月神奈川県中小企業団体中央会副会長。2011年4月全国中小企業団体中央会職業安定分科会会員・労働政策審議会臨時委員。

▼ 西山 裕志（税理士）

1979年3月中央大学商学部卒。1980年8月横前会計事務所入所。1981年11月税理士登録。1984年1月西山税理士事務所開業。2007年4月東京地方税理士会常務理事法務対策部長。2009年4月東京地方税理士会常務理事業務対策部長。2009年9月日本税理士会連合会業務対策部委員。

▼ 池田 耕一郎（弁護士）

1989年3月同志社大学法学部卒業。1998年4月弁護士登録（福岡県弁護士会）。2001年8月池田耕一郎法律事務所開設。現在、日弁連中小企業法律支援センター副本部長。福岡県弁護士会中小企業法律支援センター副委員長。中小企業支援ネットワーク強化事業巡回アドバイザー。

<コーディネーター>

▼ 吉岡 毅（弁護士）

1983年3月中央大学法学部卒業、最高裁判所裁判所事務官、東京地方裁判所裁判所書記官等を経て、1992年4月弁護士登録（第一東京弁護士会）、1998年4月吉岡毅法律事務所開設。事業承継協議会事業承継関連相続法制検討委員会事務局弁護士、経済産業省中小企業政策審議会臨時委員等を経て、現在、日弁連中小企業法律支援センター副本部長兼事務局長、第一東京弁護士会弁護士業務改革委員会副委員長、日本公認会計士協会経営研究調査会専門委員、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会専門委員。